

箕輪町こども計画(仮称)策定支援業務委託 企画提案実施要領

1 委託業務

- (1) 業務名 箕輪町こども計画(仮称)策定支援業務委託
- (2) 施行場所 箕輪町全域

2 業務目的と概要

本業務は、箕輪町のすべてのこどもが主体性をもって健やかに育ち、地域全体で喜びや楽しさを実感しながら子育てができる社会を実現するための『こども計画(仮称)』を策定することを目的とする。

この達成のために、こどもや子育て家庭の意見聴取を踏まえた計画策定に関する幅広い知識と経験、専門性を有する業者からの企画提案を公募型プロポーザル方式により診査して、業務受託候補者を選定し、契約することについてこの実施要領で定める。

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

4 受託候補者の選定

この事業の受託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により、書類審査とともに企画提案プレゼンテーションを実施し、箕輪町こども計画(仮称)策定支援業務委託企画提案審査要領に基づき、最も優れた提案者を受託候補者とする。

5 応募者の資格

本業務の審査会に参加する者は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 箕輪町の指名停止を受けている期間中者でないこと
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者

6 参加表明の手続き等

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次により参加表明書をメールにて提出してください。

(1) 書類の交付

箕輪町のホームページからダウンロードしてください。

直接配布・郵送は行いません。

(2) 提出書類

参加表明書(参加表明 様式1)

(3) 提出先 公告日から令和6年4月8日(月)午後5時までにメールで提出

箕輪町役場 こども未来課支援係 kodomo@town.minowa.lg.jp 担当鈴木まで

7 スケジュール

- (1) 参加表明書の提出期限 4月8日(月)午後5時
- (2) 質問受付締め切り 4月8日(月)午後5時
- (3) 質問への回答 随時
- (4) 企画提案書等の提出期限 4月18日(木)午後3時必着 ※持参又は郵送
- (5) プレゼンテーション 4月22日(月)13:30～
- (6) 審査結果通知 4月26日(金)までに受託候補者のみ連絡
- (7) 契約締結日 5月1日(水)

8 プレゼンテーションの日時及び場所等

- (1) 日時 4月22日(月)13:30～
- (2) 場所 箕輪町役場 大会議室
- (3) プレゼンテーション順序
企画提案書及び参考見積書提出順とする。
- (4) プレゼンテーション手法
手法は問わないが、パソコン等を使用する場合は、各社持参し準備する。
- (5) プレゼンテーション時間
準備5分、説明10分、質疑応答10分、機器等の撤去5分の合計30分以内とする。
- (6) 審査結果 受託候補者のみに4月26日(金)までに連絡

9 プロポーザルの中止等について

緊急等やむを得ない理由により、プロポーザルを実施することができないと認められる場合には、中止することがある。なお、この場合において、当該プロポーザルに要した費用を箕輪町に請求することはできない。

10 契約に関する事項

この契約については箕輪町財務規則に従うものとする。

11 その他

- (1) プロポーザルに係るすべての費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出されたすべての書類については返却しない。また、受託候補者の企画提案書による提案内容は箕輪町に帰属する。

12 関係書類

- (1) 箕輪町こども計画(仮称)策定支援業務委託 企画提案実施要領(本資料)
- (2) 箕輪町こども計画(仮称)策定支援業務委託 仕様書
- (3) 箕輪町こども計画(仮称)策定支援業務委託 企画提案書作成要領
- (4) 箕輪町こども計画(仮称)策定支援業務委託 企画提案書審査要領

